



## ペット・トラストとは

ペット・トラストとは、ペットの飼主が亡くなる、または判断能力を失った際に、経済的にどの様にペットの面倒を見てもらうか等について、指示を下すためのトラストになります。ペットトラストは、ご遺族に資産を残すための通常のトラストとは別に作成することもできますが、通常のご遺族に残すためのトラストと一緒に作成することも可能です。

## ペット・トラストの作成方法

ペットトラストにおいては、当トラストを管理するTrustee（受託者）と、ペットの面倒を見てくれる保護者の両方を指定することができます。ペット・トラスト上、ペットの飼主が亡くなる、または判断能力を失った場合に備え、ペットのために残すお金を準備しておくことができます。また、獣医での健診、ペットのグルーミング、またはペットの食べ物好き嫌い等について、特定の指示等を下すことも可能です。

## まとめ

今現在アメリカの50州とワシントンD.C.においてはペット・トラストが認められているため、飼主が亡くなる、または判断能力を失った場合に備え、ペット・トラストを作成されることをお勧めします。

## お客様の声

アメリカの弁護士と先生というイメージがあるようですが、本郷先生は優しく話しやすいので、みなさん安心されるのだと思います。本郷先生はフォローアップも大切にきちんとしてくれるのも嬉しい点です。

辻・本郷税理士法人様からのご紹介という事もあり、信頼してお任せすることができました。相続のことでご相談しましたが私どもの希望などを確認し迅速に手続をして頂きましたので感謝しております。

ホノルル Sachiko Trillo

東京都 K.A.

本郷先生は専門的な事も丁寧に説明して下さいとても感じの良い対応に感謝しております。依頼を引き受けて頂きましたことは心強かったです。

個人のトラストの相談のみならず、会社の法的な相談も丁寧に対応していただきました。コストも良心的でフォローアップも的確です。

ロサンゼルス、会社経営、S. Suzuki

大阪 瀬戸充子

親切に対応して頂いて感謝しています。事務所がワイキキで自宅から近くて良かったです。

家族がハワイに所有している二つのコンドミニアムを、私が相続することになりました。私の依頼を一年という短期間で済ませていただき、大変感謝しております。

ワイキキ 杉山

那須 坂本修一

ハワイ不動産の相続時に問題になるプロベートの対策について、わかりにくい点も細かく丁寧に説明をいただき当社のお客様にも非常に満足いただきました。パスポート認証についてもお客様にお手間なくお手続きできる点も助かります。本郷先生は何でも相談できる心強い存在です。

ハワイの不動産登記や相続に関する法律は日本と異なり、ましてや英語では敷居が高くて困っていましたが、本郷先生は、日本語で込み入った相談をすることができ、納得のいくご説明をいただきました。今後よりしくお願いいたします。

ホノルル K. Iwasaki

リストサザビーズインターナショナル  
リアルティ 東京オフィス 大橋

本郷さんに不動産の相続の遺言で大変お世話になりました。日本に来ていただき大変助かりました。

トラスト作成は、私たち夫婦にとって長年の懸案事項でした。本郷弁護士に日英両語で迅速に対応していただいたお陰で、安心して次のステージを考えていけそうです。心から感謝しています。

川崎 S.T.

ホノルル A.P.ご夫婦

電話またはメールにてご連絡ください。  
遺産相続やキャプティブ保険等について何かご質問がありましたら、お気軽にお電話ください。本郷  
電話番号 (808) 237-9944、または  
Yuka.hongo12@gmail.com にご連絡下さい。

## 弁護士、本郷友香（ほんごうゆか）の紹介

本郷友香は、ハワイ州ホノルル市にて、自身の法律事務所を運営している、遺産相続分野で信頼の高い弁護士です。弁護士業は10年におよび、日英両語共に堪能です。



**専門分野**：プロベートやTransfer on Death Deed等を含む、遺産相続に関するサービスを提供しています。また、ハワイ州でのキャプティブ保険会社の設立や、設立後の維持管理等を含むサービスも提供しています。

**学歴**：2000年に、オーパリン・カレッジ（オハイオ州オーパリン市）にて、経済学と東アジア研究学の学士号を取得し、卒業しました。2004年に、ロヨラ法科大学院（カリフォルニア州ロサンゼルス）にて、法学博士の学位を取得し、卒業しました。

**弁護士会員**：本郷は、ハワイ州、カリフォルニア州およびワシントンD.C.の弁護士資格を有しており、そのそれぞれの州の裁判管轄において、弁護士活動を行うことが認められています。また、ハワイ州弁護士会のInternational Law Sectionの会員です。

**その他の資格**：本郷は、米国における外国人のために米国個人納税者番号を取得できるエージェント資格を有しています。更に、生命保険エージェントと公証人の資格も有しています。また、日英両語の複雑な翻訳経験もあります。

**多文化への理解**：本郷は、日米両国での生活・就業経験があり、その両方の文化について深く理解しています。更に、外国人と共に働くことや国際的な案件を手がけることに精通しています。

**会計の経験**：本郷は、過去数年間、米国の大手会計事務所の東京事務所にて勤務経験があり、国境を越えた取引から生じる税的、または法的な問題に広範に関わった経験があります。

**セミナー等**：本郷は、ハワイでのTransfer on Deedや信託（Trust）等に関して、日本でセミナー講演をした経験があります。

**住まい&趣味**：本郷は独身で、ハワイ州ホノルル市に在住しており、新しいレストラン等を開拓するのを楽しんでいます。

お友達のご紹介  
こちらのニュースレターの受信を希望されるお友達がいらっしゃいましたら、その方のお名前とメールアドレスをお知らせ下さい。私共の配布リストに加えさせていただきます。宜しくお願いします。Facebook, LinkedIn and Twitter でも本郷と繋がる您可以通过。



## 遺産相続・キャプティブ保険弁護士、本郷友香

本郷法律事務所

2155 Kalakaua Avenue, #410 · Honolulu, Hawaii 96815

ハワイ州での電話番号：(808) 237-9944 · カリフォルニア州での電話番号：(310) 923-2315

Yuka.hongo12@gmail.com · www.hongolaw.com

弁護士本郷友香は、カリフォルニア州、ハワイ州、ワシントンD.C.の弁護士資格を有しています。

こちらのニュースレターの「購読」または「購読解除」をご希望の方は、ご希望内容と共に

Yuka.hongo12@gmail.com にて、メールでご連絡ください。